三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）

五　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六　法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

七　暴力団員等がその事業活動を支配する者

2　内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、第三条第一項の登録を受けようとする災害対応車両が、その機能を適切に発揮することを確保する観点から別に定める基準に適合しないと認められるときは、その登録を拒否するものとする。

3　前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣は、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が抜けているときは、第三条第一項又は第二項の登録を拒否するものとする。

4　内閣総理大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

**第七条**　登録災害対応車両の所有者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。

3　登録災害対応車両の所有者は、第四条第一項第二号に掲げる事項に変更があったときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、自ら災害対応車両登録簿を変更するものとする。

4　登録災害対応車両の所有者は、その所有する登録災害対応車両について、売却その他の処分を行ったことにより、都道府県知事等に提供することが不可能となった場合には、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

5　登録災害対応車両調整法人は、第四条第二項に掲げる事項に変更があったときは、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、自ら災害対応車両登録簿を変更するものとする。

6　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該事項を災害対応車両登録簿に登録するものとする。

7　登録災害対応車両調整法人は、解散その他の事由により消滅した場合など、都道府県知事等に、その会員が所有する災害対応車両を提供するための配車調整等を行うことが不可能となった場合には、その日から十四日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

8　第四条第五項又は第六項の規定は、第一項、第三項、第四項、第五項又は前項の規定による届出に準用する。

9　前各項に定めるもののほか、登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、毎年四月末日及び十月末日時点で、災害対応車両登録簿の記載内容を確認するものとする。

（災害対応車両登録簿の閲覧）

**第八条**　内閣総理大臣は、災害対応車両登録簿を関係者の閲覧に供するものとする。

（登録の取消し等）

**第九条**　内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録災害対応車両に係る登録を取り消すことができるものとする。

一　登録災害対応車両の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

二　登録災害対応車両の所有者が第六条第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

三　登録災害対応車両が第六条第二項に規定する基準に適合しないこととなったとき。

四　登録災害対応車両の所有者に、この規程に違反するなどの不正な行為があったと認められるとき。

五　その他登録災害対応車両の所有者の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

2　内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録災害対応車両調整法人に係る登録を取り消すことができるものとする。

一　登録災害対応車両調整法人が不正の手段により第三条第二項の登録を受けたとき。

二　登録災害対応車両調整法人が第六条第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

三　登録災害対応車両調整法人に、この規程に違反するなどの不正な行為があったと認められるとき。

四　その他登録災害対応車両調整法人の活動の実態に鑑み、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。

3　第六条第四項の規定は、前二項の規定による処分をした場合について準用する。

（登録の抹消）

**第十条**　内閣総理大臣は、第三条第三項の規定により登録がその効力を失ったとき、第七条第三項若しくは第六項の規定による届出があったとき又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

（災害対応車両の提供に係る手続）

**第十一条**　都道府県知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対応車両の提供を必要とする場合には、災害対応車両登録簿を参照し、提供の可否、期間、費用その他の必要な事項について、登録災害対応車両の所有者又は登録災害対応車両調整法人と調整を行うものとする。

2　内閣総理大臣は、地域における被災状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、都道府県知事等又は登録災害対応車両の所有者若しくは登録災害対応車両調整法人に対し、災害対応車両の提供先となる都道府県知事等を変更することについて、調整を行うよう求めることができるものとする。

3　前項の求めを受けた都道府県知事等又は登録災害対応車両の所有者若しくは登録災害対応車両調整法人は、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

4　登録災害対応車両の所有者は、その所有する登録災害対応車両を都道府県知事等に提供した場合は、遅滞なく、自ら災害対応車両登録簿を更新し、その旨を表示するものとする。

5　内閣総理大臣は、災害救助法の定めるところにより、災害対応車両の提供を受けた都道府県知事等が支弁した費用について、負担する。

（報告徴収）

**第十二条**　内閣総理大臣は、災害対策の実施に際し必要があると認めるときは、登録災害対応車両の所有者に対し、その所有する登録災害対応車両に関し報告を求めることができる。

（様式）

**第十三条**　第四条第一項及び第二項の申請書、第五条第四項及び第六条第四項の通知、第七条第一項、第三項、第四項、第五項及び第七項の届出の様式は、内閣総理大臣が別に定めるものとする。

**附　則**

この告示は、令和七年六月一日から施行する。